

京都市告示第431号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年3月9日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宇多野吉祥院線	右京区常盤柏ノ木町15番地の1地先内	旧	メートル 9.90	メートル 6.60
		新	9.90	6.62 ~ 6.65
葛野緯16号線	右京区西京極東衣手町36番地地先から 同町33番地の1地先まで	旧	42.50	2.50 ~ 2.75
		新	42.50	2.44 ~ 3.37
小栗栖西団地東通	伏見区桃山町日向23番地の3地先から 同町46番地の19地先まで	旧	391.00	5.00 ~ 10.80
		新	388.30	4.93 ~ 11.30
小栗栖西団地中通	伏見区小栗栖中山田町60番地地先から 同町23番地の5地先まで	旧	120.30	8.90 ~ 18.60
		新	120.30	8.90 ~ 18.70

(建設局土木管理部道路明示課)